

ふるさと信州・環の住まい バリアフリー化基準の取扱い

平成27年11月1日

長野県建設部建築住宅課

参考資料

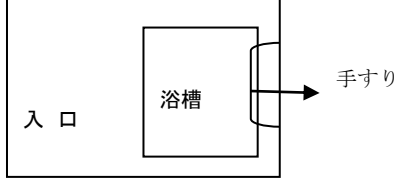
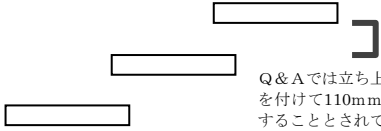
『住宅性能表示制度 日本住宅性能表示基準・評価方法基準 技術解説2015』(工学図書株)

『木造住宅のための住宅性能表示』((財)日本住宅・木材技術センター)

「住宅性能表示制度Q&A(技術者向け)」((一社)住宅性能評価・表示協会ホームページより) →下表で「協会Q&A」と記載

番号	項目	内容	取扱い
① 部屋の 配置	1 特定寝室	将来的な計画で特定寝室を認めてよいか。押入れやダイニングキッチンの一部を将来的に特定寝室にするなど判断に苦慮する場合がある。	居室のうちいずれか一つを特定寝室とする必要があり、将来的な計画は認められない。 なお、就寝することが明示的に困難と認められる場合を除き、リビングダイニング等と寝室を兼ねたものを特定寝室とすることはできる。 (協会Q&A9-002参照)
② 段差	2 掘りごたつ	掘りごたつは段差とみるか。 掘りごたつの箇所について、常時機の設定又はこたつを使用しない時で、段差のできない床仕様で蓋をする場合はやむ得ないと考えられる。ただし、日常生活空間内の通路の有効な幅員があるものに限る。	こたつとして使用しないときに常に段差のない構造の床となるよう蓋をするものは、段差としては扱わない。
	3 土間	勝手口その他開口部の出入口及び上がりかまちの段差は認められる段差だが、屋外に面した土間は勝手口と同様に考えてよいか。また、土間に居室同等の使用が見込まれる広さがある場合も、屋外に面していれば、同様に扱ってよいか。	勝手口等の上がりかまちの段差として扱って差し支えない。
③ 階段	4 階に算入しない小屋裏物置への階段	階に算入しない小屋裏物置への階段には階段の規定を適用しなくてよいか。	建築基準法上階段の規定を適用しないものには、当基準においても階段の規定は適用しない。 (建築基準法上の取扱いについては、平成26年度第2回長野県特定行政庁等連絡協議会で議論されたものの継続検討となっており取扱いが統一されていないため、現時点では各建築主事の判断に従うこととなる。)
④ 手すり	5 階段の床面から高さ1m以下の部分の手すり	階段の床面から高さ1m以下の部分について、転落防止以外の手すりは必要か。 協会に問い合わせたところ、高さ1m以下の部分に転落防止の手すりは不要だが、転落防止以外の手すりは不要とは言えないとの回答だった。	評価方法基準9-1(3)ハ④aの手すりは、床等からの高さが1m以下の範囲であっても必要である。 評価方法基準9-1(3)ハ④bの手すり(転落防止のための手すり)は、床等からの高さが1m以下の範囲には必要ない。

④ 手すり

6	便所の手すり	便所に設置する手すりが柵等(簡易的なものは除く)と兼用される場合に手すりとして取扱うか。	握ることができる手すりを原則とする。形状や太さ等の基準は特にないが、笠木や天板等の上面のみではなく、握ることができるものが望ましい。 (協会Q & A9-004参照)
7	浴室の手すり	浴室に設ける手すりは「浴槽出入りのための手すり」のため、図の位置のものは不可としてよいか。 	浴槽と洗い場の上に縦型手すりを設置することを基本とする(シャワーヘッド固定用のスライドバーと兼用のものでも可)。左図の手すりは基準に適合する手すりではない。
8	転落のおそれのない窓	片開きの窓で、途中でロック機能があり、開き幅も10センチのものは転落のおそれのない窓としてよいか。協会のQ & Aでは開閉途中のロック機能があっても不可となっている。	容易に解除することができるロック機能は、ないものとみなして手すりの基準を適用する。 (協会Q & A9-032参照)
9	小屋裏物置の手すり	階に算入しない小屋裏物置には転落防止(室内側)の手すりは設けなくてよいか。(ただし、外壁の窓には転落防止の措置は必要と考える。)	階に算入しない小屋裏物置は、屋外側のみ手すりの基準を適用することとする。
10	小屋裏物置の手すり	1階と2階の間階にある小屋裏物置等については、転落防止のための手すりは不要としてよいか。	地面より上部にある階の窓には、最下階を除き、全ての階(階にならない小屋裏物置等の層を含む)の窓に転落防止のための手すりの設置を要する。 (協会Q & A9-009参照)
11	キャットウォークの手すり	キャットウォークへの手すりの設置を求めるか。	日常的に通行する廊下又は通路に該当するものに限り、屋外側、屋内側とも手すりの基準を適用する。 例えば、窓、カーテン、ブラインド等を開閉するために使用するものは、日常的に通行するものとして扱うが、清掃、メンテナンス時のみに使用するものは、日常的に通行するものとは扱わない。
12	階段の蹴込	蹴込板のない階段について、立ち上がり等で隙間間隔を110mm以下とする必要があるか。 	階段の「開放されている側」として転落防止のための手すりの基準を適用する。 (協会Q & A9-011参照)

④ 手すり	13	足がかり	浴室の縁、腰掛式便器、給水タンクは足がかりになるものとみなすか。	非建築部分を除き、足がかりとなるおそれのある部分は腰壁等または窓台等として手すりの規定を適用する。 (協会Q&A9-024参照)
	14	足がかり(横棧)、手すり子	手すり間隔が広い場合や、横棧になっており足掛りとなる手すりが散見されるため、取扱いを統一してほしい。	横棧は「足がかりとなるおそれのある部分」として手すりの基準を適用する。 足がかりとなるおそれのある部分が複数段ある場合の手すりの高さについては、協会Q&A9-034のとおり取り扱う。 また、手すり子の間隔は内法寸法で110mm以下とする基準になっており、横棧の場合を含め、隙間の内法寸法は110mm以下とする必要がある。
	15	手すり子	床面から高さ1m以下の範囲の手すりへの手すり子の設置が必要か。	転落防止のための手すりの基準が適用されない部分であり、手すり子の基準も適用しない。
	16	バルコニーや吹き抜けに設ける小窓	近年バルコニーや吹き抜け、階段室等の手すり壁に小窓を設けた設計がみられる。スリットであれば110mm以下の幅にするように指導しているが、正方形のものを110mm角まで小さくする必要性は感じられないため苦慮している。	短辺の内法寸法を110mm以下とする必要がある。 また、小窓に足がかかる場合は、「足がかりとなるおそれのある部分」として手すりの高さの基準を適用する。
⑥ 寝室、便所及び浴室の広さ	17	特定寝室の面積	特定寝室の面積は内法寸法で9㎡以上確保することとされているが、室内の物入れ部分(b㎡)は面積に算入不可としてよいか。また、通路程度の幅員しかない部分(c㎡)でも面積に算入してよいか。	物入れ部分は特定寝室の面積に算入しない。 通路程度の幅員しかない部分は、踏み込み程度と判断できる場合は特定寝室の面積に算入して差し支えない。 (協会Q&A9-015参照)

